

吹田市 障がい福祉室 講座資料

入門編



吹田市では、地域自立支援協議会当事者会が作成した、障がい種別ごとの事例をまとめた冊子「当事者発の地域共生を目指して～こころ紡ぐ、我々と～」を発行しています。本研修資料と合わせてご活用ください。
なお、冊子は市ホームページで公開しています。（詳細は38ページ参照）

吹田市 障がい福祉室 講座資料 入門編 もくじ

<u>はじめに</u>	2
<u>障がいの定義と種類</u>	3
<u>障がい福祉サービス利用までの流れ</u>	5
<u>大切な視点</u>	6
種別：身体障がい	
<u>視覚障がい</u>	7
<u>聴覚障がい・言語障がい</u>	9
<u>盲ろう者</u>	11
<u>肢体不自由</u>	13
<u>内部障がい</u>	16
種別：知的障がい	
<u>知的障がい</u>	18
種別：精神障がい	
<u>精神障がい</u>	20
<u>発達障がい</u>	22

<u>難病</u>	24
<u>重症心身障がい</u>	26
<u>高次脳機能障がい</u>	28
<u>強度行動障がい</u>	30
<u>障がい者に関わるしるし</u>	32
<u>障がい福祉サービスの種類</u>	34
<u>障がい福祉サービス利用までの流れ(詳細)</u>	35
<u>障がい福祉室グループ紹介</u>	36
<u>地域の障がい者相談支援センター</u>	37
<u>参考資料紹介</u>	38

※吹田市においては、「障害」の「害」についてひらがなで「障がい」と表記していますが、法令、条例、規則や、ほかの文書を引用する場合は「障害」と記しています。



はじめに

本講座資料作成にあたって

障がい福祉室に新たに配属になった職員向けに、障がい福祉の入口として、「入門編」と位置づけて 本講座資料を作成しました。

なるべく専門的な用語を使わないように ころがけて、「やさしい日本語」で作りました。そのため、不十分な点もあるかもしれませんが、まずは障がい福祉に触れる一歩として作成しています。

また、平成28年4月に施行された障害者差別解消法をふまえて、市民のみなさまにも、障がい福祉の入り口として活用いただき、理解を深めていただけるよう、本講座資料をホームページで公開します。

※あくまで職員向けの講座資料として作成しましたので、文章 にはルビ を振っていませんが、地域や企業などでの研修資料として活用いただき、多くの人に障がい福祉について理解を深めていただけると幸いです。



障がいの定義と種類

障がい者とは……

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」

（障害者基本法第2条第1項）

社会的障壁とは……

「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものをいう。」（障害者基本法第2条第2項）

① 物理的なバリア

例) 車いす利用者にとっての階段



② 制度的なバリア

例) 補助犬の入店拒否



③ 文化・情報面でのバリア

例) 音声のみの緊急時アナウンス



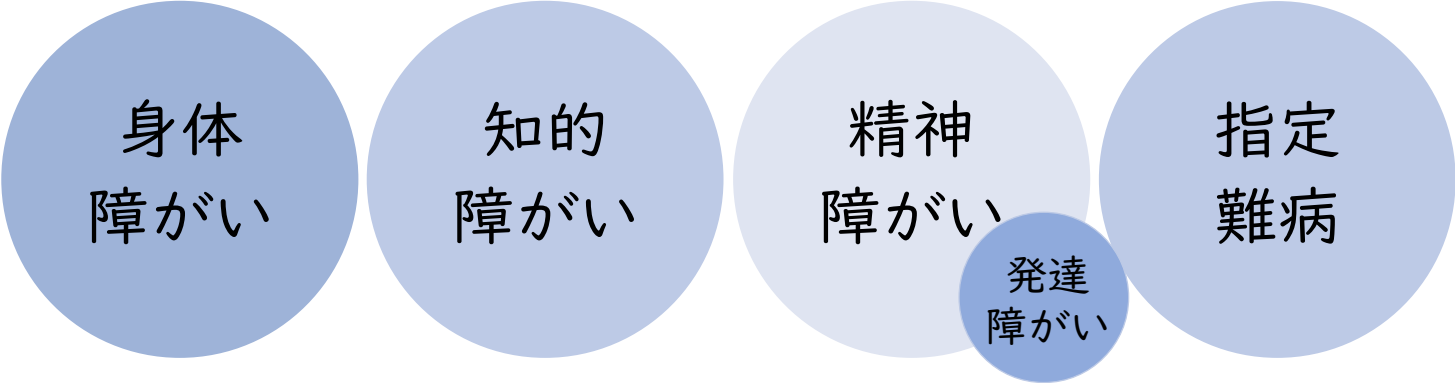
④ 意識的なバリア

例) “障がい者は～だ”という決めつけ



障がいの定義と種類

障がい福祉サービスを受けられる障がいの種類……



(障害者総合支援法第4条第1項)

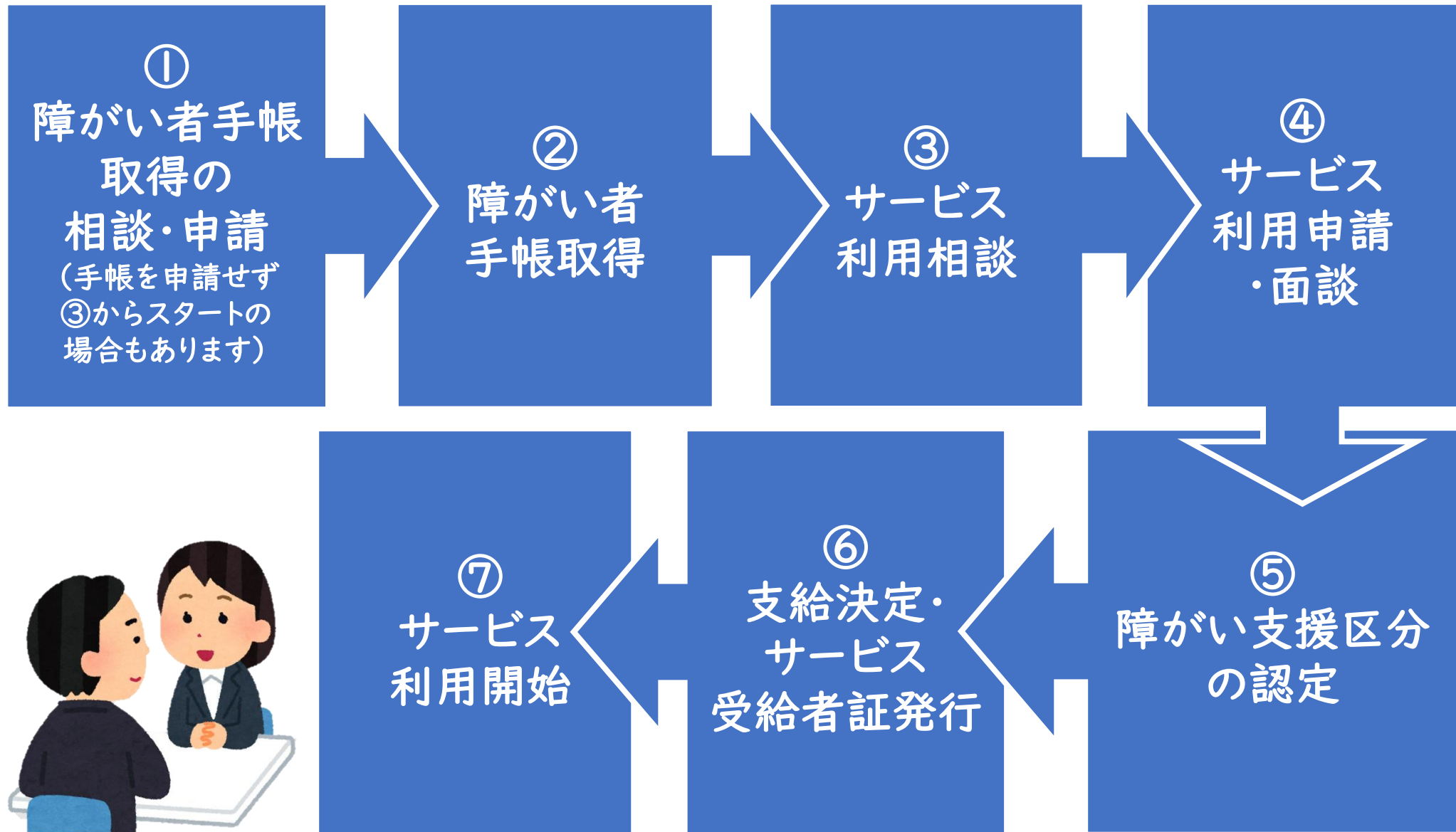
◆ 障がい者手帳と等級

手帳名	等級と障がいの度合い	吹田市内で手帳を持っている人の数※
身体障がい者手帳	1級～6級 ※数字が小さいほど重度	12,043人
療育手帳	A(重度)、B1(中度)、B2(軽度) ※大阪府内(大阪市、堺市以外)での表し方	3,372人
精神障がい者保健福祉手帳	1級～3級 ※数字が小さいほど重度	3,892人



※障がい福祉室
オープンデータ
(令和5年度末)

障がい福祉サービス利用までの流れ



大切な視点

「ひとそれぞれ」の視点

障がいがあってもなくても、私たちはみんなひとりひとり
違います。思いも考えもさまざまです。

他の人からは障がいがあることがわからない人も多くいます。



「もし……」の視点

「もしかしたら……?」「もし自分だったら……?」

といった“想像をすること”がとても大切です。

次のページから、
障がい種別ごとの紹介です



視覚障がい（身体障がい）

● どんな障がい？

視覚障がいは、

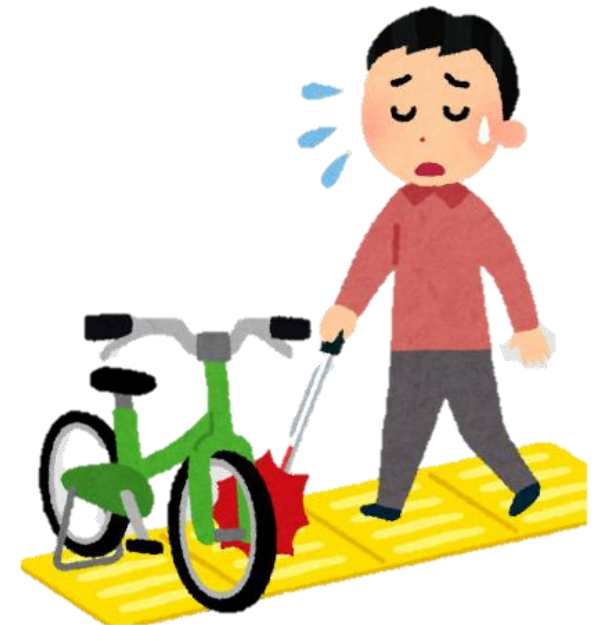
A: ^{ぜんもう}全く見えない状態（全盲） B: ^{じゃくし}見えづらい状態（弱視） の2種類

「弱視」の状態

- ①ほとんど見えない ②文字や風景がぼやけて見える ③光がまぶしい、暗いところが見えにくい
④物が一部しか見えない など

▲ 困りごとの例

- 慣れない場所で周りの状況が分からないと不安
- 紙に書いている文字だけでは伝わらない
- 身の周りの変化について、言葉での説明が必要
- 視覚障がいのある人で点字が読めない人もいる
- 点字ブロックの上に人がいたり物があると進むことができない



視覚障がい（身体障がい）

障身
がい体

◆ 必要な配慮の例

- 突然身体に触れると驚かせてしまうので、できるだけ正面から話しかける
- 点字や音声の情報をできるだけ増やす
- 点字ブロックの上に物を置かない
- 物の位置や大きさ、形などを伝える時は具体的に伝える

× ➡「こちら、あちら、これ、あれ」

◎ ➡「20センチ左に」「時計で9時の方向に」
「リンゴ2個分くらいの大きさ」
「500ミリリットルのペットボトルくらいの長さ」

はくじょう
白杖

はくじょう

【白杖SOSシグナル】

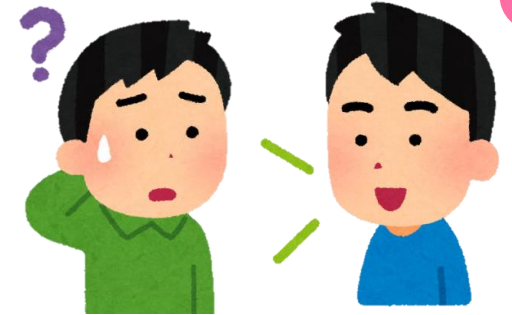
白い杖を頭上50cmぐらいのところに掲げている方を見かけたら、それはSOS（助けて）のサイン。正面から声をかけ、何に困っているのか聞いて、サポートしましょう。

聴覚障がい・言語障がい（身体障がい）

障身
が
い
体

● どんな障がい？

聴覚障がいは、全く聞こえない状態（ろう）と聞こえにくい状態（^{なんちょう}難聴）がある



言語障がいは、大きく2種類

- ① **言語機能の障がい**: 言葉を理解することや表現することが難しい（失語症、言語発達障がいなど）
- ② **音声機能の障がい**: 発音や声を発することが難しい（口の中の器官の障がいや吃音（きつおん）症など）

▲ 困りごとの例

^{ほちょうき}
【補聴器】

聴くことを助けてくれる道具



聴覚 音による情報が入ってこないため、周りの状況が理解できないことが多い

聴覚 補聴器をつけていても、にぎやかな場所では聞こえづらい

言語 相手に話しかけようとしていることを気付いてもらえないことがある

聴覚
言語 他の人から見てわかりにくいいため、障がいがあると気づいてもらえない



聴覚障がい・言語障がい（身体障がい）

障身
がい体

◆ 必要な配慮の例

- 声をかけるときは、正面からしっかりと顔を見て、ゆっくりと
- 3人以上で会話するときは状況をこまめに伝えて、本人が会話に入りやすいように
- 困っているときは、手話や身振り、文字で書く（筆談）などで状況を伝える
- 言語障がいがある人の言葉が聞き取りにくいときには、わかったふりをせずに、きちんと内容を確認する



◆ さまざまなコミュニケーション方法

- ・ 筆 談……互いに文字を書いて伝える方法
- ・ 口 話（こうわ）…相手の口の動きを読み取る方法
- ・ 手 話……手指や顔の表情を使って表す言語
- ・ 要約筆記…音で話している内容をまとめて（要約）、その場でパソコンや手書きにして伝える方法



【手話マーク・筆談マーク】

手話や筆談で対応します ということを表すマーク。
聴覚障がいのある人自身がコミュニケーション
への心配りを求めるときにも使います。



最近では音声を取り取って文字に変換するアプリを活用する方法もあります

盲ろう者（身体障がい）

● どんな障がい？

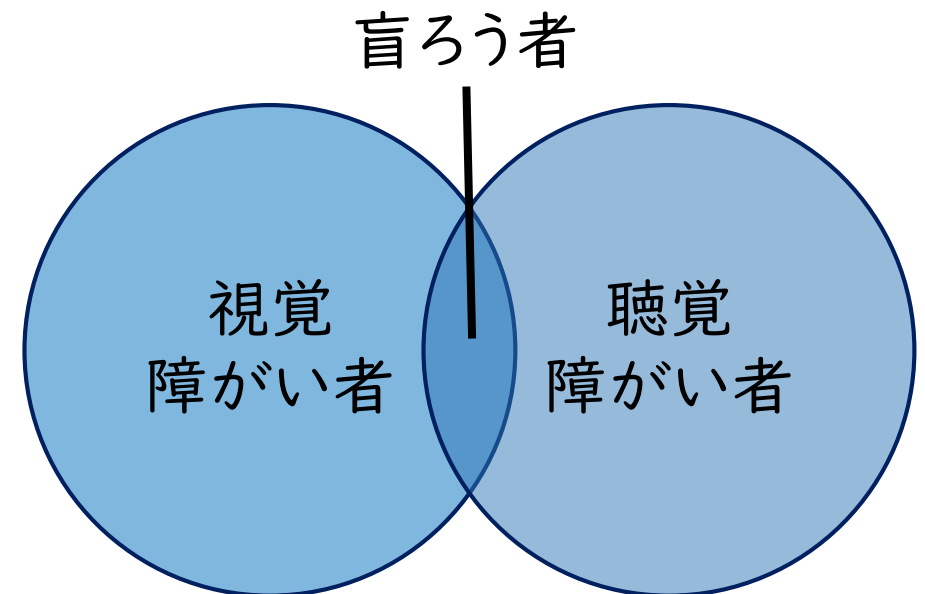
盲ろう者は、視覚と聴覚の両方に障がいがある人

大きく4つの状態に分けられる

- ① **全盲ろう**・・・全く見えず、全く聞こえない ② **盲難聴**・・・全く見えず、少し聞こえる
③ **弱視ろう**・・・少し見えて、全く聞こえない ④ **弱視難聴**・・・少し見えて、少し聞こえる

▲ 困りごとの例

- 身の周りの状況がわからないので、一人で出かけたり移動することが難しい
- 人とコミュニケーションをとることが難しい
- 周りに人がいるのかどうか が分からない
- 災害のとき、急に何かが起きたとき、支援者がいないとき自分一人では逃げられない



盲ろう者（身体障がい）

◆ 必要な配慮の例

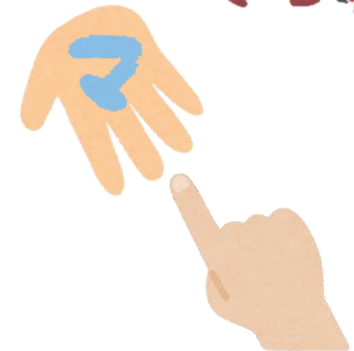
- その人に合ったコミュニケーション方法を見つける
- 一人で困っている様子や、支援が必要な状況を見かけたら、本人が安全な場所に行けるように支援したり、他に支援できる人を見つける

◆ さまざまなコミュニケーション方法

- 指点字……6本の指（両手3本ずつ）を点字の6点に見立てて、盲ろう者の指を直接たいて点字を表す方法
- 手のひら書き……手のひらに指先などで文字を書き伝える方法
- 触手話……手話に直接触れて形を読み取る方法
- 接近手話……弱視ろうの人に、見えやすい位置で手話を行う方法
- 筆記……弱視ろうの人に、会話や状況を文字で書いて伝える方法
- 音声……音が聞こえる人に、声の大きさ、速さ、話し方のメリハリなど、聞こえ方に合わせて音で伝える方法



指点字



手のひら書き

肢体不自由（身体障がい）

● どんな障がい？

体幹：首から上と、腕、足を除いた、身体全体のこと

肢体不自由は、**手や足、体幹の一部または全部に障がいがあること**

障がいのある部位や程度は**ひとそれぞれ**

- ①食事、入浴、移動など毎日の生活で必要な動作に困らない程度
- ②杖や車いす、義足（人工の足）などが必要な程度
- ③毎日の生活で必要な動作（日常生活動作）の多くに支援が必要な程度 など

原因はさまざま

- ・ 先天性（生まれたときから）の病気によるもの／関節等が変形したことによるもの
- ・ 手足や脳、せきずいの神経が傷つくことによるもの など

身体の状態もさまざま

- ・ 身体のマヒ（感覚の鈍さや、動かそうと思っても体の一部が思いどおりに動かないなど）
- ・ 言葉の不自由さ、記憶力の低下、感情の不安定さ などが同時に起こることもある



肢体不自由（身体障がい）

障身
が
い
体

▲ 困りごとの例

- 車いすで動くときに十分なスペースがなく、移動できないことがある
- 少しの段差でも越えることが難しい
- 自動ドアではない扉の開け閉めができない
- エレベーターや電車の乗り降りに時間がかかる
- 物をつかむ、手に取る・運ぶことが難しい
- 言語障がいもある場合、言葉を発することが難しい
- 顔や手足が自分の思いとは関係なく動いてしまう
- まひや言語障がいのため、自分の考えや気持ちを伝えにくいことがある
- せきずいの けが などが原因で、体温の調節が難しい



肢体不自由（身体障がい）

◆ 必要な配慮の例

- 相手にどのような障がい、不自由があるか、
どのような支援を必要としているのかを確認する
- 言葉が聞き取りにくいときは、きちんと内容を確認する
(例:〇〇ということでしょうか?／△△ということ で良いでしょうか?)
- 家族や支援者が一緒にいても、必ず本人の考えや気持ちを確認する
- 車いす利用者に話しかけるときには、腰を低くし、同じ目線で話す
- バリアフリー化されたトイレ、車いすマークの駐車スペースなどは
必要な人が必要なときに利用できるようにする
- 移動に困っている人を見かけたらお手伝いの声かけを



内部障がい（身体障がい）

● どんな障がい？

内部障がいとは、**内臓機能の障がい**のこと

（内臓機能とは、心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸・肝臓・免疫機能 など）

疲れやすい、運動が制限されている、**特別な用具**（人工肛門・人工ぼうこう など）**を使用**して生活している人がいる

▲ 困りごとの例

- 他の人から見て、障がいがあることが分かりにくく、周りから理解されにくい
- 免疫が落ちていることが多く、体力がない人、疲れやすい人が多い
- たばこの煙が苦しい
- 障がい者用のトイレがない

免疫・・・病気に打ち勝つ力



「オストメイト」※P.31参照

内部障がい（身体障がい）

◆ 必要な配慮の例

- 携帯電話の電波は生命にかかわる
 - ➡ 電車・バスでの携帯電話の使用はルールを守ること
- 免疫が落ちていることが多い
 - ➡ 風邪などの感染症をうつさないように
- じん臓に障がいのある人は定期的な通院が必要
 - ➡ 働く時間への心配りを



【ハート・プラスマーク】

内部障がいへの理解を求める、または内部障がいがあることを示すためのマーク。街中や公共交通機関等でこのマークを見かけたときは、内部機能障がいをお持ちの方への心配りを。



知的障がい

● どんな障がい？

知的障がいとは、

知的な発達の遅れによって、毎日の生活に困りごとがあり、支援が必要な状態 のこと

苦手なこと ➡ **複雑な会話を理解すること、
読み・書き・計算、自分の考えや気持ちを表現すること**

ひとりで行動できる人、支援者と一緒に行動している人 など さまざま（個人差あり）

支援があれば できることが増える

▲ 困りごとの例

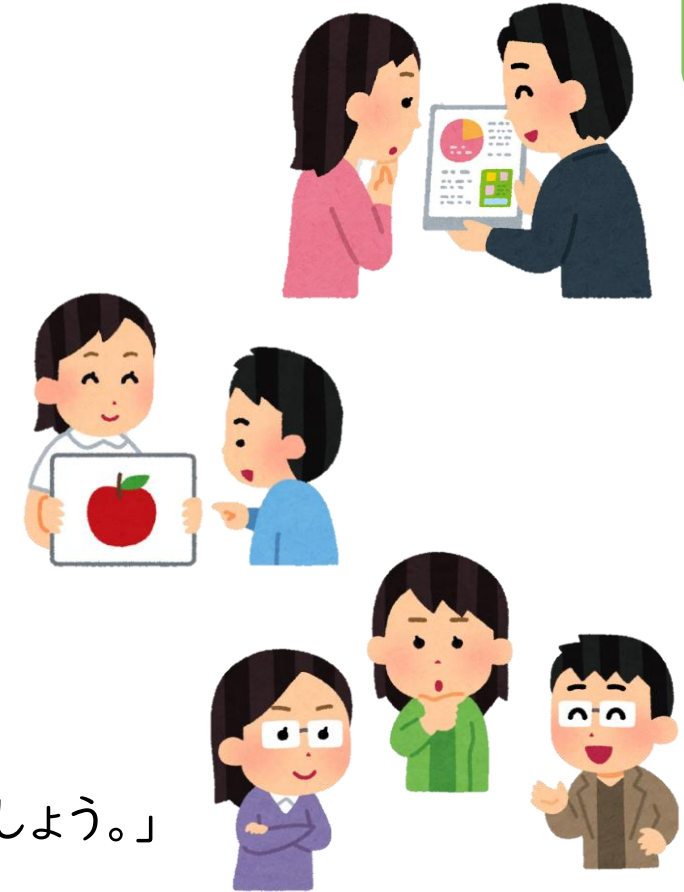
- **危険だと分からず**に危ない行動をしてしまう
 - ➡ うまく助けを求めることができない
- 状況が変わるとそれに合わせた対応ができない
 - ➡ **パニック行動**（ひっくりかえる、泣きわめく、飛び跳ねるなど）が現れる



知的障がい

◆ 必要な配慮の例

- 話しかけるときは、ゆっくり、やさしく、ていねいに
 - 内容を理解できているか こまめに確認しながら話す
 - 相手が理解しやすい方法（言葉や表現）で説明する
 - 言葉だけではなく、絵、写真、図などを使う
 - 年齢に応じた コミュニケーションを（子どもに対するような接し方はしない）
 - 家族や支援者が一緒にいても、必ず本人の考えや気持ちを確認する
 - いくつかの文章に分けて、分かりやすく
- × ➡「今日は雨が降っているので、かさと、荷物を拭くためにタオルを持っていきましょう。」
- ◎ ➡「今日は雨が降っています。かさを持ちましょう。タオルを持ちましょう。」

知的
障がい

精神障がい

● どんな障がい？

精神疾患のために、日常生活や社会生活がしづらくなった状態のこと
 自分のしんどさに気づきにくかったり、周りの人からも理解されにくいことがある
 早めの治療や、本人と周りの人が正しい知識を持ちしんどさのサインを知ることが大切

精神疾患とは・・・統合失調症、気分障がい（うつ病など）、不安障がい、てんかん
パーソナリティ障がい、依存症、など、心や脳の病気

てんかん発作（意識を失う、けいれんする）を繰り返し引き起こす障がい。
 ストレスでも引き起こされる。



障精
が
い
神



▲ 困りごとの例

- 何かをよく考えて決めたり、行動をコントロールすることが難しい
- 自分の気持ちとは違う行動をすることがある
- 疲れやすく、集中力や気力が低下する ➡「やる気がない」「怠けている」と誤解される
- 疲れを自覚できずに活動しすぎる ➡必要な休みが取れない、周囲の人とうまくいかなくなる

◆ 必要な配慮の例

- ❑ 落ち込んでいる人を励ますことは、本人の大きなストレスになることも
- ❑ 「なにもしない」「いつもどおりにする」ことも大切な配慮
- ❑ 本人のペースに合わせた声かけが大切
- ❑ 病気の状態や困りごとは人によってちがうので、一人ひとりの気持ちに寄り添う
- ❑ てんかん発作が起きた場合、叩いたり揺さぶったりせず、落ち着いて周りの安全を確保して救急車を呼ぶ



発達障がい

● どんな障がい？（発達障害者支援法に定義されている障がい名に基づいて記載）

自閉症スペクトラム障がい (ASD)

- ・特定のことへの強いこだわり
- ・コミュニケーションが苦手
- ・得意と苦手の差が大きい

注意欠陥多動性障がい (ADHD)

- ・集中力が続かない
- ・じっとしていられない
- ・考えずに行動してしまう

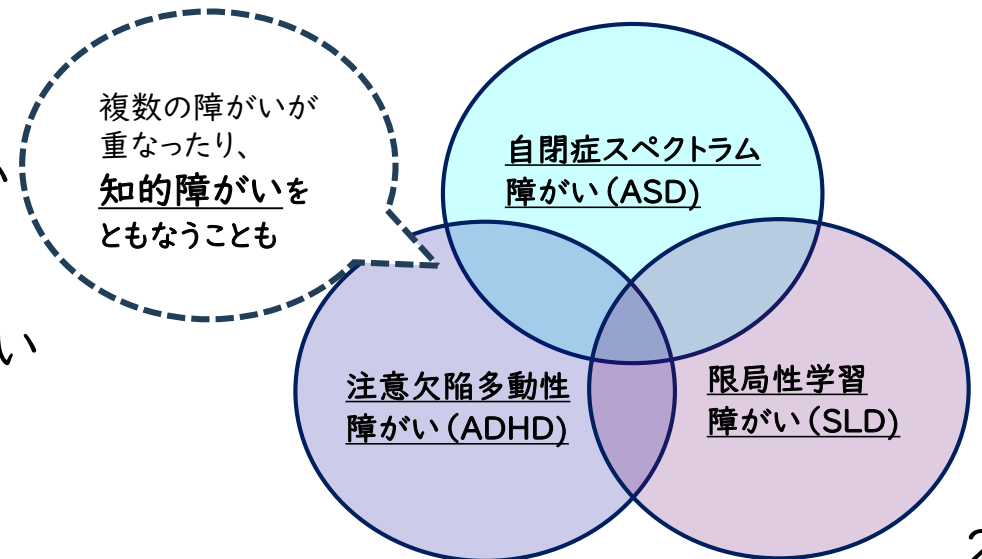
限局性学習障がい (SLD)

- ・「読み」「書き」「計算」など特定のもののだけがとても苦手

障
精
が
い
神

▲ 困りごとの例

- ・他の人からは わかりにくい 障がいのため、理解されない
- ・「知らないこと」「初めてのこと」などが苦手
- ・相手の気持ちやその場の雰囲気想像することができない
- ・勢いで行動して同じミスを繰り返す
- ・会話はできるが、文字を読むことができない



発達障がい

◆ 必要な配慮の例

- 一度にたくさんのことを伝えず、一つずつ伝える
- メモに書いて渡すなど、目で見えてわかるように伝える
- 文字を読み上げて伝える（耳で聞き取ることが得意な人も!）
- 最初に予定やスケジュールを伝えて、先の見通しが持てるようにする
- あいまいな表現ではなく、数で伝えるなど具体的に説明する
 - × ➡「ちょっと待って」「これをしまっておいて」
 - ◎ ➡「あと10分待って」
「卵を冷蔵庫の2段目の棚にしまっておいて」
- 本人に必要な支援を本人と一緒に考える

障精
がい
神

難病

● どんな障がい？

- ・原因がわからないため、治療が難しい
- ・治りにくく、長引く病気
- ・完全に治らなくても、治療や体調の管理を続ければ、普通に生活ができる状態になることが多い
- ・「指定難病」であれば障がい福祉サービス等を受ける対象となる

「指定難病」・・・約360の病気を指定 ※令和6年度時点

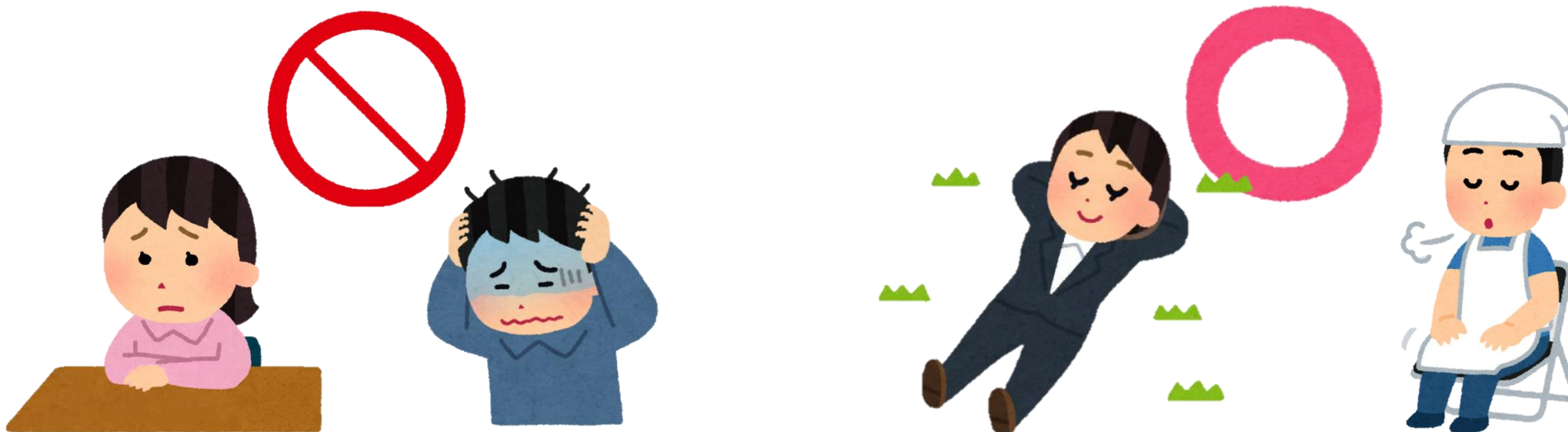
▲ 困りごとの例

- ・病気があることが わかりにくく、周りの人から誤解されることがある
- ・病気の状態を管理するために、生活にさまざまな工夫・処置が必要
- ・病気の状態に変化がある
- ・定期的な通院が必要な人が多い
- ・ストレスや疲れにより病気の状態が悪化する場合がある



◆ 必要な配慮の例

- 病気そのものや病気を治す中で生まれる苦しみ、生活する上での苦労があることを知る
- 病気であることに関わらず、一人ひとりの ありのままの姿を理解する
- 仕事や活動の合間の休憩や、通院が必要だということへの理解



重症心身障がい

● どんな障がい？

重症心身障がいとは **重度の肢体不自由** と **重度の知的障がい** が重複していること

毎日の生活に**医療的なケア**が必要なことも

医療的なケア・・・人工呼吸器、たんの吸引、経管栄養、気管切開 など

▲ 困りごとの例

- 口の動きや目の動きで考えや気持ちを表現するので、本人のことをよく知っている人でなければ理解しにくい
- 免疫力が低下している人が多い
- 体温調節がむずかしく、服のこまめな調整が必要



重症心身障がい

◆ 必要な配慮の例

- 家族や支援者が一緒にいても、必ず本人の考えや気持ちを確認し、本人の思いを大事にする
- 言葉、絵、写真など、さまざまな方法を試して、その人に合ったコミュニケーション方法を見つける



人工呼吸器



高次脳機能障がい

● どんな障がい？

けがや病気（脳出血・脳梗塞など）で脳がダメージを受けて起きる障がい

病気の状態はさまざまで、ダメージを受けた脳の場所や大きさによって変わる

◎ 主な症状

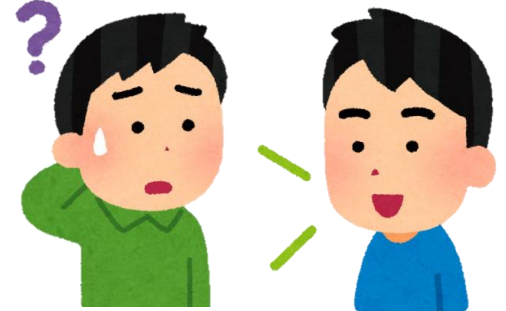
疲れやすい、集中力が続かない、すぐに忘れる、
カッとなりやすい、ミスが多くなる、言語障がい（失語症）

失語症・・・文字が読めない・書けない、言葉が出てこず話せない、相手の言葉が理解できないなど

▲ 困りごとの例

- 言葉が出てこない、会話が理解できない
- すぐに怒る、突然泣く、笑うなど、感情が不安定
- やってはいけないとわかっているのに、それをしてしまう
- 今までできていたことができなくなる
- すぐに物事を忘れたり、勘違いをしたりする

なんて言っているんだろう。



高次脳機能障がい

◆ 必要な配慮の例

- 休むときと活動するときのメリハリをつけられるように心配りする
- 言葉だけではなく、絵、写真、図などを使って説明や会話をする
- はい/いいえで答えられる質問をする
- 落ち着くことができる環境を作る
- やることの順番を分かりやすくする

誰にでも起こりうる？

けがや病気から起こる、生まれたあとの障がいです。
他の人からはわかりづらく、「見えない障がい」とも言われます。
今までできていたことができなくなり、生活が大きく変わる
ことも多く、**本人・家族**は辛い気持ちを抱えやすいです。
周りの人が理解し、一緒に環境を整えていく必要があります。



● どんな障がい？

周りの人を困らせたり、周りの人の暮らしに影響を及ぼす行動が多く見られる「**状態**」のこと
本人が持っている「**生きづらさ**」があり、必要な支援やわかりやすい環境がないことから起こる

<こんな特徴があります>

・**激しいこだわり**

(「どうしても〇〇してしまう」「〇〇を止められない」)

・**人を傷つけてしまう**(他傷)(かみつく、殴る、蹴る等の暴力)

・**睡眠の乱れ**

・**自分自身を傷つける**(自傷)

・**食べられないもの**(排泄物、石など)**を食べる**(異食)

▲ 困りごとの例

- ・ 支援が難しいため、障がい福祉サービスの利用を断られる
- ・ 支援する人が対応に困り、虐待につながってしまう ことがある



◆ 必要な配慮の例

- 周りの人を困らせる行動は「本人が困っているサインを出している」と考える
- 本人がどのような状態にあるかを正しく理解することがなによりも重要
- 周りの人との関わりや対応によって本人が学んだ結果、「強度行動障がい」の状態になっていることを理解する

⇒ 生きていく力（生活していくためのスキル・コミュニケーションスキル）を

本人にとって わかりやすい 方法で本人自身が学ぶことが大切

- 本人の状態に合わせた環境を設定

(例) ●周りの人には小さな音でも、
本人にはとても大きな音に聞こえる

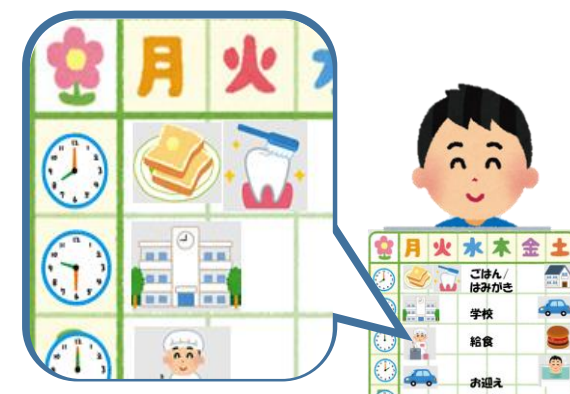
●思いが伝えられなくて暴れてしまう

●先の見通しが持てず落ち着かない

⇒ 静かな環境を作る

⇒ 本人がわかる絵や文字で
気持ちを伝える方法を用意する

⇒ スケジュールボード等を用いて
先の見通しが持てるようにする 等



コミュニケーション支援ボード

障がい者に関わるしるし（身に着けるもの）



外から見てわからない
障がい（※）があって、
サポートが必要なことを
伝えています

（※義足、人工関節、
内部障がい、難病など）

見かけたら…
手助けや心配りを！

ヘルプマーク



内部障がいがあって、
サポートが必要なこと
を伝えています

見かけたら…
手助けや心配りを！

ハート・プラス
マーク

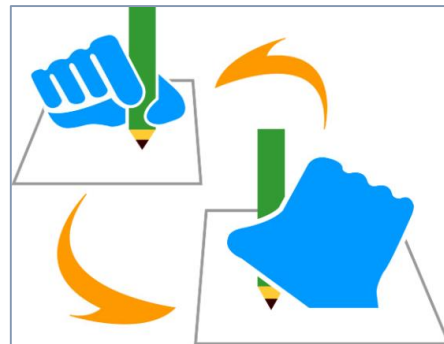


耳が聞こえづらい
聞こえないことを
伝えています

見かけたら…
手話や筆談でお話を！

貼ってある施設は…
手話や筆談で対応
することができます

耳マーク



手話や筆談でお話をして
ほしいことを伝えています

見かけたら…
手話や筆談でお話を！

手話マーク・筆談マーク



肢体不自由の障がい
がある人が運転して
いる車です

※車に貼り付けて
使用します

身体障害者標識

障がい者に関わるしるし（建物・施設に掲示してあるもの）

[もくじへ](#)



国際シンボルマーク
（全部の障がい）

障がいのある人が優先して使えることを表します

車いすのイラストですが障がいのある全ての方のためのマークで

世界のどこでも見かけます！



国際シンボルマーク
（視覚障がい）

視覚障がいがあることを伝えています

貼ってある施設は…視覚障がいのある人にとって安全な施設です

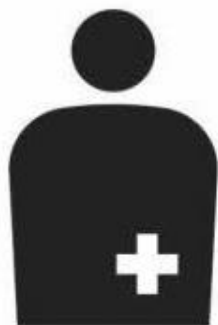
世界のどこでも見かけます！



ぼじょ犬マーク

身体障がいのある人が補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）と一緒に行動することを伝えています

貼ってある施設は…補助犬と一緒にぜひ使ってください！と表しています



オストメイト
マーク

人工肛門・人工ぼうこうを造設している人＝「オストメイト」のための施設を表しています

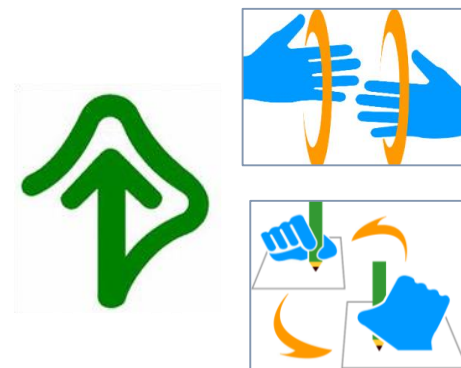
主にトイレに掲示があります



ハート・プラス
マーク

貼ってある施設は、内部障がいのある人が優先して使えます

駐車場などに掲示があります



耳マーク・
手話マーク・筆談マーク

手話や筆談で対応できることを表しています

障がい福祉サービスの種類

訪問系

- ・ 居宅介護・重度訪問介護
- ・ 同行援護・行動援護等

家に行って介護をしたり家の用事を行う外に出るとき、お出かけするときの支援



日中活動系

- ・ 短期入所・療養介護・生活介護

昼間に活動するためのところ
(いつも介護が必要な人が対象)



訓練系・ 就労系

- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援(A・B型)等

仕事の間
はたらくために必要な訓練を行う



居住支援系

- ・ 施設入所支援・自立生活援助
- ・ 共同生活援助

住まい(施設やグループホーム)での支援



障がい児支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス等

18歳までの子どもが対象。集団での生活に慣れたり、放課後に過ごすところ



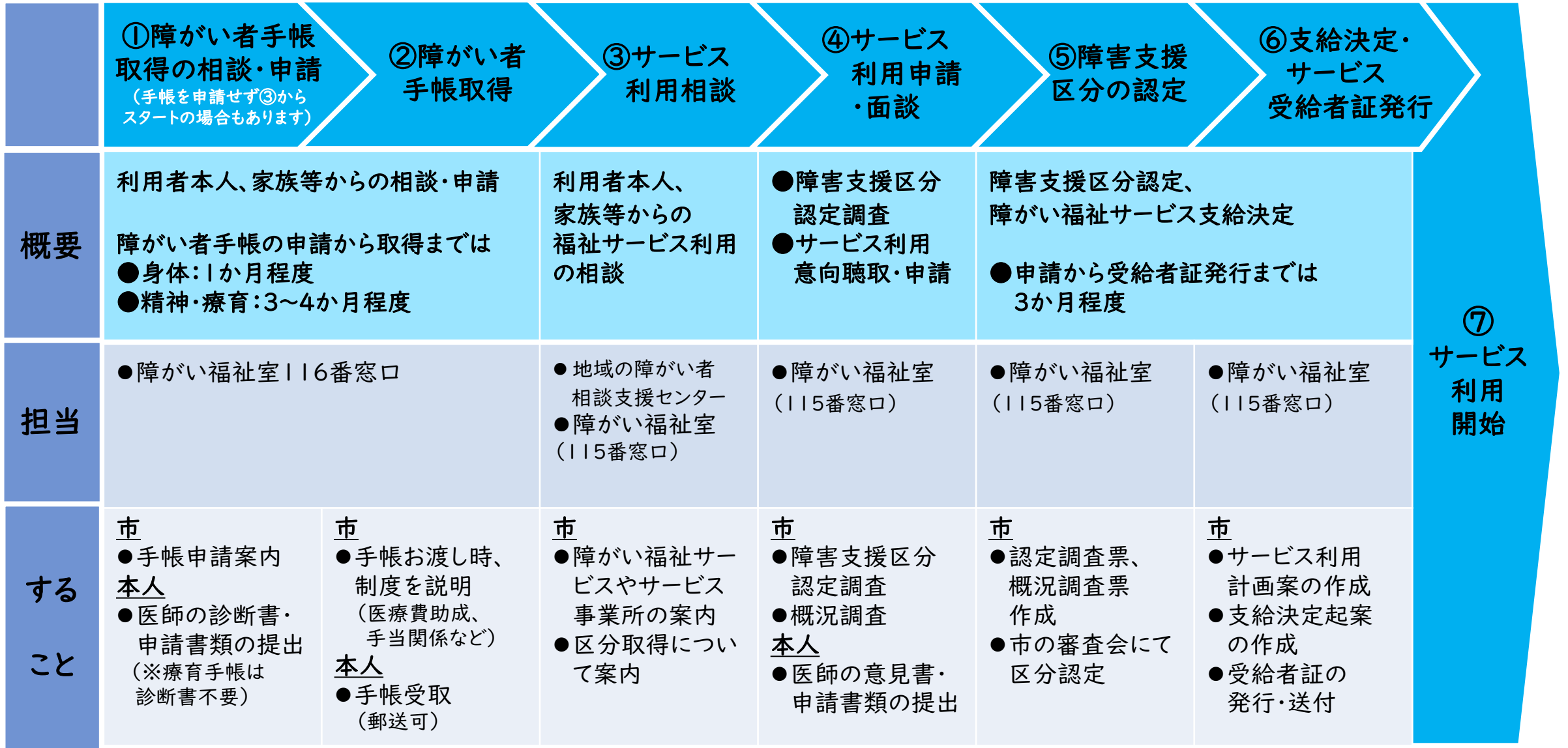
相談支援

- ・ 計画相談・地域相談支援等

サービスを使うための計画をつくる
サービスを使うための相談にのる



障がい福祉サービス利用までの流れ（詳細）



障がい福祉室グループ紹介（主な業務）

115番 窓口	【 基 幹 】	『基幹相談支援センター』：障がい者手帳を持つ方/支援者からの相談の受付、障がい福祉サービスの利用決定。サービス利用のための受給者証の発行。福祉サービス事業所との支援内容の調整、差別相談、成年後見市長申立て、『虐待防止センター』
	【 支給管理 】	障がい福祉サービス事業所の請求管理業務、区分認定審査会、障がい者週間の集い、バリアフリー吹田市民会議、合理的配慮市内推進委員会などの運営
	【 計 画 】	市としての方向性や目標を示す障がい者計画や障がい福祉計画の策定、障がい者就労支援、障がい福祉サービス事業所に対する補助金、人材確保支援を行う。
116番 窓口	【 計 画 】	障害者支援交流センター「あいほうぷ吹田」の管理、手話言語等促進条例に伴う推進方針の進捗管理
	【 給 付 】	各種申請の受付 （主な受付内容：障がい者手帳、車いすなどの福祉用具の購入費助成、手当など） 手話通訳者・要約筆記者の派遣
	【 医 療 】	医療費の負担が軽くなる制度の申請の受付 （制度名称：重度障がい者医療費助成制度、更生医療など）
	【 庶 務 】	室の庶務業務、備品管理、各種交付申請（障がい者施設歯科検診、地域生活支援事業補助金、社会参加促進事業補助金など）

地域の障がい者相談支援センター

◆ どんどころ？

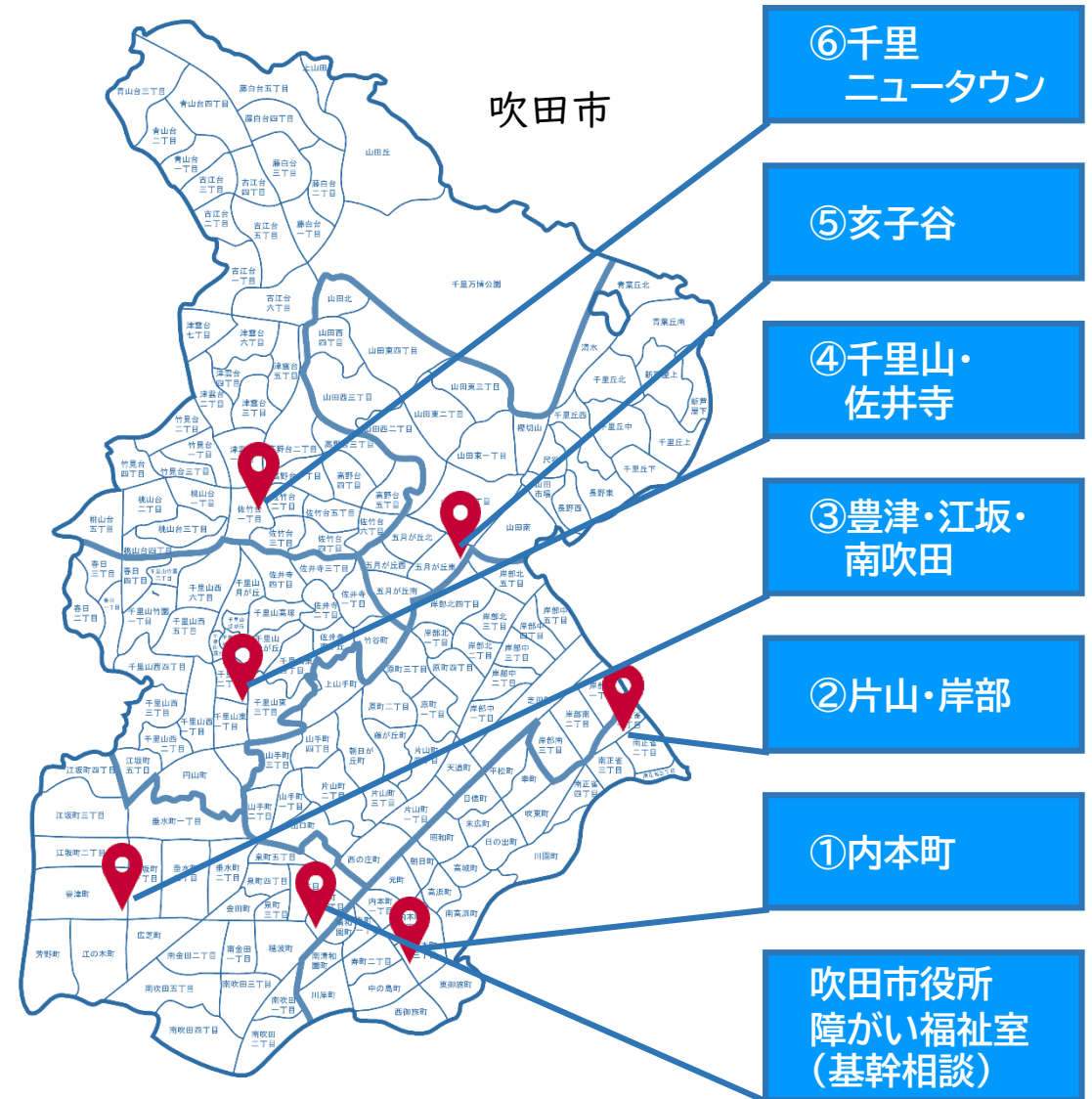
日常生活のいろいろな困りごとについて、
安心して生活を送れるように**相談・サポート**します

- ・将来のこと・お金の管理
- ・ヘルパーサービスの相談
- ・障がい者手帳の手続き
- ・病院から退院した後の暮らしの相談 など



▲ 吹田市内に7か所 開設

- ◆ 障がいを持つ本人・家族など どなたでも相談できます
- ◆ 障がい者手帳を持っていなくても利用できます
- ◆ 開設時間・・・平日 午前9時～午後5時30分



参考資料

「障がい当事者会事例集

当事者発の地域共生を目指して ～こころ紡ぐ、我々と～」

吹田市地域自立支援協議会 当事者会が作成した事例集。
無関心と無知にならないように知ることからはじめましょう。

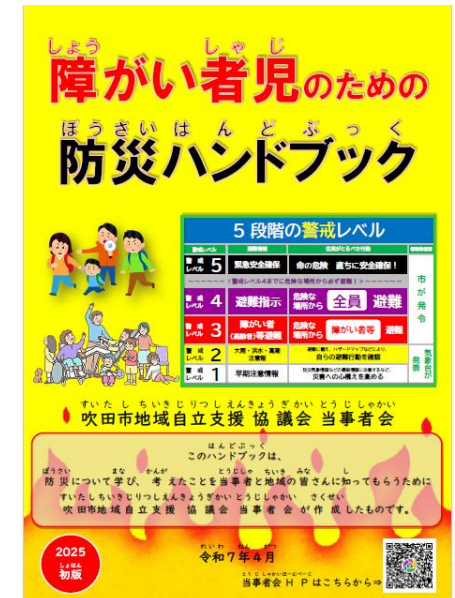
➡市ホームページにて公開中：[さっそく見る](#)



「障がい者児のための防災ハンドブック」

吹田市地域自立支援協議会 当事者会 が作成。防災について
学び、考えたことを当事者の方に知ってもらうためのもの。

➡市ホームページにて公開中：[さっそく見る](#)



「障がい者（児）福祉のてびき」

吹田市における障がい福祉サービスについてご案内するもの。
窓口にて身体障がい者手帳や療育手帳の交付時に配付しています。

➡市ホームページにて公開中：[さっそく見る](#)



「吹田市 地域活動支援センター」案内 （I型 ～ III型）

障がいがある方に創作活動や生産活動の場を提供したり、
社会との交流の機会を提供する場所の紹介ページ。
「毎日通うのは難しいけど、自分のペースで過ごせる場所が
ほしい」「日常の困りごとや福祉サービスについて相談したい」
という方が登録して、利用できます。

➡市ホームページにて公開中：[さっそく見る](#)



大阪府障がい理解ハンドブック 「ほんま、おおきに!!-ひろげようこころの輪-」

障がいや障がいのある人について知り、必要となる配慮を
障がい特性ごとにわかりやすく紹介した障がい理解ハンドブック。

➡府ホームページにて公開中：[さっそく見る](#)



吹田市以外の各市町村でも障がい理解のための資料を
作成しています。本講座資料作成の際も参考にさせていただきました。
みなさんのご自身のお住いの市の資料も一度確認してみましょう。

